

## 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成28年3月25日

新潟県監査委員	野	上	信	子
新潟県監査委員	楡	井	辰	雄
新潟県監査委員	佐	藤	卓	之
新潟県監査委員	田	宮	強	志

## 住民監査請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

新潟市北区横土居3767番地2 小柳 隆

#### 2 請求の要旨

(1) 総務管理部管財課は新潟県庁舎4階の一部である292.75㎡を第三者に無償で使用させているが、必要な手続を怠り、得べき費用等の徴収を怠っている。

(2) 管財課へ庁舎使用の実態について情報公開請求をしたところ、「行政財産本来の目的での使用に該当するため、県庁4階県政記者室の使用許可等に係る行政文書は作成していない。」として平成27年12月11日付けで非公開決定がされた。

これは、公有財産事務取扱規則の施行について（管財課長通知）内の「庁舎内に設置される新聞記者室等は、県の事務、事業の遂行のため施設を供するものであるから行政財産の目的外使用には該当しないものであること。」などの規定を理由として、報道機関に対し、無償使用を許可しているものと推測する。

(3) 新潟県から庁舎の管理を委託されている管財課は、第三者から県政記者室の無償使用の許可を求められた場合、民法第593条（使用貸借）の規定に沿った措置をする必要があるにもかかわらず、下記を怠っており、行政手続法に違反している。

ア 庁舎の使用願書を受けて、その使用希望者の素性確認、団体の場合はその団体の適法性を審査する必要があるが、これを怠っている。

イ 条例等に照らして無償使用を許可する場合は、民法第595条（費用の負担）の規定に基づき水道光熱共益費などの実費の請求をしなければならないが、これを怠っている。

ウ 県民の公有財産であることに鑑み、民法第594条第1項（使用及び収益）の規定に沿い、使用目的の収益について費用対効果に関する評価を行わなくてはならないが、これを怠っている。

(4) よって、過去10年間に相当する使用料及び費用の合計金額91,524,549円を、無償使用者に請求せよ。

#### 3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成28年1月19日をもってこれを受理した。

### 第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年2月19日、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出及び本件請求に係る補足説明が行われたが、請求の内容に変更を生じるものはないと判断した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査の対象

県政記者室について、許可等の手続をせず、使用者から使用料及び光熱水費等実費を徴収しないことが財産の管理を怠る事実当たるか否かを監査の対象とした。

#### 2 監査対象機関

広報広聴課、管財課

### 第4 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は、次のとおりである。

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 県政記者室の概要

住所：新潟市中央区新光町4-1 県庁行政庁舎4階の一部

面積：292.75㎡（新県政記者室、記者休憩室を含む。）

公有財産上の位置づけは、行政財産に該当する。

##### (2) 設置目的

県政記者室は、報道機関を通じた広報活動（パブリシティ活動）を積極的に行うことにより、県民に対して県政情報をより迅速・的確に伝達する目的で設置されている。

##### (3) 利用者

県庁内で頻繁に取材活動を行う県政記者クラブ（17社）、新県政記者クラブ（12社）が常態として使用しているが、利用者を限定するものではない。報道機関の記者など県政に係る取材活動を行う者であれば誰でも利用可能であり、県政記者室において、報道資料等を閲覧することが可能である。

#### (4) 県政記者室の使用実態

報道機関の記者など県政に係る取材を行う者が報道資料等を閲覧するとともに、県担当部局等に電話による追加取材等を行ったり、記事原稿を作成したりする場として使用されている。また、取材の合間の記者の待機場所、撮影用機材の置き場としても使用されるなど、県政に関する取材の拠点となっている。

#### (5) 記者室の庁舎使用に係る県の規定

新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年3月30日新潟県規則第20号）の運用通知「新潟県公有財産事務取扱規則の施行について（昭和48年4月1日付け管第90号）」で「庁舎内に設置される新聞記者室等は、県の事務、事業の遂行のため施設を供するものであるから行政財産の目的外使用には該当しないものである。」としている。

#### (6) 行政財産の目的外使用許可に関する法の規定

行政財産は、行政目的を達成するために必要な財産であるため、貸付け、交換、売払い等が原則的に禁止されているが、法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用の許可ができるとされている。

### 2 監査対象機関の見解

#### (1) 目的外使用に当たらない理由

マスコミなどの報道機関に県政情報を提供するパブリシティ活動は、県の行政施策や行事等の公共的活動を迅速かつ広範に県民に周知する上で極めて重要であり、県の広報活動の有効な手段の1つであることから、庁舎内に記者室を設置し、報道機関に使用させている。あくまで行政目的で庁舎の一部を使用させているものであることから、目的外使用に係る使用許可申請を提出させていないことは妥当であり、適法かつ適当な取扱いであると考えている。

記者室の使用が目的外使用に該当するか否かが争われた判例としては、平成4年2月10日の京都地裁判決で「記者室は、京都府の事務または事業の遂行のため京都府が施設を供するものであり、直截に公用に供されているものといえるから、行政財産の目的内使用に当り、これが、行政財産を第三者に対し、目的外に使用させる場合に該当しないものと認められる。」と判示されている。

国の取扱いは、昭和33年1月7日付け大蔵省管財局長通達で「（新聞記者室）は、国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供するものであるから、この基準における使用収益とはみなさないことができる。」として当該施設の使用は庁舎目的外使用には当たらないとされている。

#### (2) 光熱水費等実費を徴収しない理由

県庁舎を使用する県職員から実費を徴収していないのと同様に、行政財産の目的内使用における使用者から実費を徴収する必要はないものとする。

### 3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し、次のとおり判断する。また、判断に当たっては、法令の規定、判例及び国の取扱いを考慮した。

請求人の主張は、県政記者室を報道機関に無償で使用させていながら、その許可等必要な手続を怠っていることが行政手続法に違反しているため、報道機関に対し、使用料及び光熱水費等実費を請求することを求めていると解される。

行政財産は、行政目的を達成するために必要な財産であるため、貸付け、交換、売払い等が原則的に禁止されているが、法238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用の許可ができることとされている。

これを本件請求についてみると、県政記者室は報道機関を通じた広報活動（パブリシティ活動）を積極的に行うことにより、県民に対して県政情報をより迅速・的確に伝達する目的で県が直接公用に供しており、法238条の4第7項の規定にいう目的外使用には当たらないと認められる。また、県政記者室は、県が直接公用に供していることから、請求人の主張する使用貸借には該当せず、使用許可申請を提出させていない監査対象機関の取扱いについて、手続を怠っているという請求人の主張には理由がない。

光熱水費等実費を徴収すべきという主張については、上記のとおり県政記者室は県が直接公用に供していることから考えると、県庁舎を使用する県職員から実費を徴収していないのと同様に行政財産の目的内使用における使用者から実費を徴収する必要はないとする監査対象機関の考え方には、合理性が認められる。

以上のとおり、県政記者室について財産の管理を怠る事実は認められなかった。

よって、請求人の主張については、理由がないものと判断する。